

国立大学法人琉球大学と J A グループ沖縄との包括連携に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）、J A グループ沖縄（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙が、相互連携の可能な範囲において、それぞれの保持する機能・役割をもとに総合的な活動を図るとともに双方の資源を効果的に活用し、教育、研究等の分野において地域社会の発展と人材育成及び産業振興に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 人材育成及びキャリア形成の支援に関すること
- (2) 共同研究に関すること
- (3) 研究成果の活用に関すること
- (4) 地域社会の活性化及び産業振興に関すること
- (5) その他、本協定の目的達成に必要な事項に関すること

（定期協議）

第3条 甲、乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た他の当事者の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定めた秘密保持の責務を負うものとする。

（本協定の見直し）

第5条 甲、乙のいずれかが、他の全ての当事者に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲、乙のいずれかから書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間更新されるものとする。

（その他）

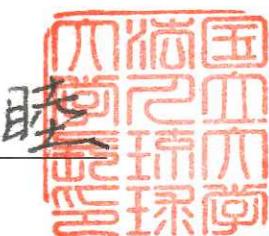
第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は、それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月27日

甲 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学
学長

西田



乙 J A グループ沖縄
沖縄県那覇市壺川二丁目9番地1
沖縄県農業協同組合中央会
代表理事長

若木間朝重



沖縄県那覇市壺川二丁目9番地1
沖縄県農業協同組合
代表理事理事長

前田典男

